

一、相关新法令、新政策

● 中国国际服务外包产业发展规划纲要 (2011-2015)

【发布单位】商务部、国家发展和改革委员会
 【发布文号】商服贸发〔2012〕431号
 【发布日期】2012-12-14
 【内容提要】根据该规划纲要：

重点领域
<ul style="list-style-type: none"> 鼓励发展具有高知识含量、高附加值、高创新性的信息技术服务外包（ITO）、业务流程服务外包（BPO）和知识流程服务外包（KPO）。 巩固提升的优势领域：软件、金融、医药研发、通信等领域。 重点突破的关键领域：文化创意、商务、物流等领域。 积极培育的新兴领域：医疗、公共服务、批发和零售电子交易平台等领域。
重点任务
<ul style="list-style-type: none"> 优化外资利用结构，重点引进全球知名国际服务外包供应商，促进跨国公司软件与信息技术、研发、设计、金融、物流采购、咨询等国际服务外包业务向中国转移，推动跨国公司在华设立地区总部、研发中心、共享中心、交付中心等功能性机构。
保障措施
<ul style="list-style-type: none"> 优化多层次的支持政策体系。落实财税、金融、劳动工时、电信、人才培养等支持政策。采取园区、示范城市先行先试，逐步推广等方式，加快出台扶持政策措施。 完善财政税收扶持体系。集成各部门现有国际服务外包优惠政策，加大现有财政税收优惠政策的落实力度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/201301/20130108513700.shtml>

● 降低流通费用提高流通效率综合工作方案

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办发〔2013〕5号
 【发布日期】2013-01-11
 【内容提要】该方案提出：

强化零售商、供应商交易监管
<ul style="list-style-type: none"> 清理整顿大型零售企业向供应商违规收费，规范促销服务收费。 零售商向供应商的收费项目、收费标准、服

一、関連する新法令、新政策

● 中国国際サービスアウトソーシング産業発展計画綱要 (2011-2015)

【発布機関】商務部、国家發展改革委員會
 【発布番号】商服貿發〔2012〕431号
 【発布日】2012-12-14
 【概要】本計画綱要によると以下の通りである。

重点分野
<ul style="list-style-type: none"> 高度な知識、高い付加価値、高い革新性を有する情報技術サービスアウトソーシング（ITO）、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）およびナレッジ・プロセス・アウトソーシング（KPO）の発展を奨励する。 一層の躍進を強化する優位性のある分野：ソフトウェア、金融、医薬研究開発、通信などの分野。 重点的に進展させる主要分野：文化アイデア、ビジネス、物流などの分野。 積極的に育成する新興分野：医療、公共サービス、卸売および小売電子商取引プラットフォームなどの分野。
重点任务
<ul style="list-style-type: none"> 外資の利用構造を最適化し、世界的に有名な国際サービスアウトソーシングサプライヤーを重点的に誘致し、多国籍会社のソフトウェアと情報技術、研究開発、設計、金融、物流仕入、コンサルティングなどの国際サービスアウトソーシング業務の中国への移転を促進し、多国籍会社が中国に地域本部、R&D センター、共有センター、納入センターなどの機能性機関を設立するよう促す。
保障措施
<ul style="list-style-type: none"> 多次元のサポート政策システムを最適化する。財政・租税、金融、マンパワー、電信、人材育成などのサポート政策を遂行する。園區、模範都市にて先行して実施し、徐々に普及させるという方式を取り入れ、補助政策措置を早急に公布する。 財政・租税補助システムを整備する。各部門の現有する国際サービスアウトソーシング優遇政策を集約し、現有の財政・租税優遇政策の実施を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/201301/20130108513700.shtml>

● 流通費用を引き下げ、流通効率を引き上げる総合作業方案

【発布機関】國務院弁公庁
 【発布番号】国弁發〔2013〕5号
 【発布日】2013-01-11
 【概要】本方案は、以下の通り提唱している。

小売業者、供給業者の取引監督管理を強化する
<ul style="list-style-type: none"> 大型小売企業が供給業者から規則違反して費用を徴収することを見直し、販売促進サービス費用を規範化する。

<p>务内容、限制条件等，须与供应商协商确定，并在醒目位置明确标示。零售商不得向供应商收取标示以外的任何费用，不得对交易条件相同的供应商制定差别收费标准。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 零售商收到供应商货物后应及时付款，禁止零售商恶意占压供应商货款。 ▪ 成立零售商、供应商相关行业组织。 ▪ 规范零售商供应商工作人员行为，严厉打击商业贿赂。
<p>完善财税政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 加快推进营业税改征增值税试点，完善试点办法，降低交通运输业税收负担。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-01/15/content_2312686.htm

● 关于进一步加强职务发明人合法权益保护 促进知识产权运用实施的若干意见

【发布单位】国家知识产权局等 13 部门
【发布文号】国知发法字〔2012〕122 号
【发布日期】2012-11-26
【内容提要】该意见要求依法保护职务发明人的合法权益，鼓励职务发明人参与职务发明及其知识产权的运用与实施。其中包括：

- 鼓励单位与发明人约定发明创造的知识产权归属。
- 支持职务发明人受让单位拟放弃的知识产权。
- 鼓励职务发明人积极参与知识产权的运用与实施。
- 保障职务发明人在专利文件以及各类相关文件中的署名权。
- 提高职务发明的报酬比例。
- 合理确定职务发明的报酬数额。
- 及时给予职务发明人奖励和报酬。
- 保障特定情形下职务发明人获得奖励和报酬的权利。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.most.gov.cn/tztg/201301/t20130107_98968.htm

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 小売業者と供給業者間の費用徴収項目、費用徴収基準、サービス内容、制限条件などについては、供給業者と協議のうえ確定し、且つ目立つ位置に明示しなければならない。小売業者は供給業者から明示以外の如何なる費用も徴収してはならず、取引条件が同じ供給業者に対し、差異ある徴収基準を制定してはならない。 ▪ 小売業者は供給業者の貨物を受け取った後遅滞なく支払いを行うものとし、小売業者が供給業者への代金支払いを故意に滞らせてはならない。 ▪ 小売業者、供給業者の産業組織を設立する。 ▪ 小売業者と供給業者の職員の行為を規範化し、商業賄賂を厳しく取締る。
<p>財政・租税政策を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 営業税の増値税一本化の試行を早急に推進し、試行弁法を整備し、交通運輸業税収負担を引き下げる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-01/15/content_2312686.htm

● 職務発明者の適法な権益保護を一層強化し、知的財産権の運用実施を促進する若干意见

【発布機関】国家知的財産権局など 13 部門
【発布番号】国知発法字〔2012〕122 号
【発布日】2012-11-26
【概要】本意見は、法に依拠して職務発明者の適法な権益の保護を求め、職務発明者が職務発明およびその知的財産権の運用と実施に参加することを奨励している。その中には以下のものが含まれる。

- 組織と発明者とは発明創造の知的財産権の帰属を約定することを奨励する。
- 職務発明者が組織の放棄する知的財産権を譲り受けることを支持する。
- 職務発明者が知的財産権の運用と実施に積極的に参加することを奨励する。
- 職務発明者の特許書類および各種関係書類における署名権を保障する。
- 職務発明の報酬割合を引き上げる。
- 職務発明の報酬金額を合理的に確定する。
- 職務発明者の奨励および報酬を適宜与える。
- 特定の状況のもとで職務発明者が奨励および報酬を獲得する権利を保障する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.most.gov.cn/tztg/201301/t20130107_98968.htm

● 关于加强非公有制企业劳动争议预防调解工作的意见

【发布单位】人力资源和社会保障部、中华全国工商业联合会
 【发布文号】人社部发〔2013〕2号
 【发布日期】2013-01-10
 【内容提要】该意见提出以下目标任务：
 ■ 在大中型企业普遍依法建立劳动争议调解委员会；
 ■ 在小型微型民营企业设立劳动争议调解员。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-01/14/content_2311418.htm

● 非公有制企业劳动争议预防调解作业を強化することについての意見

【発布機関】人的資源および社会保障部、中華全国工商業聯合会
 【発布番号】人社部発〔2013〕2号
 【発布日】2013-01-10
 【概要】本意見では以下の目標任務を掲げている。
 ■ 大型・中型企業において遍く労働爭議調停委員會を設立すること。
 ■ 小型・零細型民営企業において労働爭議調停員を設置すること。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-01/14/content_2311418.htm

● 关于水资源费征收标准有关问题的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会、财政部、水利部
 【发布文号】发改价格〔2013〕29号
 【发布日期】2013-01-07
 【内容提要】该通知提出对超计划或者超定额取水制定惩罚性征收标准，并公布了“十二五”末各地区水资源费最低征收标准。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-01/14/content_2311387.htm

● 水資源費用徴収基準関係事項についての通知

【発布機関】国家發展改革委員會、財政部、水利部
 【発布番号】発改価格〔2013〕29号
 【発布日】2013-01-07
 【概要】本通知は計画枠を超えまたは所定枠を超える取水に対し、懲罰的徴収基準を制定するものであり、且つ「第十二次五ヶ年計画」末における各地区水資源費用最低徴収基準を公布している。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-01/14/content_2311387.htm

● 家用汽车产品修理、更换、退货责任规定

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
 【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令第150号
 【发布日期】2012-12-29
 【实施日期】2013-10-01
 【出台背景】早在2004年底，国家质量监督检验检疫总局就发布了《家用汽车产品修理更换退货责任规定（草案）》，向社会征求意见，但由于汽车“三包”涉及的问题复杂，经过反复多次修改，历时近10年才正式出台。
 【内容提要】根据该规定，家用汽车产品在包修期内出现产品质量问题，可以免费修理；在“三包”有效期内，如果符合规定的退货条件、换货条件，可以办理退货或换货。其中，包修期和“三包”有效期的规定如下：

包修期	不低于3年或者行驶里程60,000公里，以先到者为准。
“三包”有效期	不低于2年或者行驶里程50,000公里，以先到者为准。
期限计算点	自销售者开具购车发票之日起计算。

● 自家用自動車製品修理、交換、返品責任規定

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
 【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令第150号
 【発布日】2012-12-29
 【施行日】2013-10-01
 【発布の背景】2004年末に、国家品質監督検査検疫総局は「自家用自動車製品修理交換返品責任規定（草案）」を公表し、且つパブリックコメントを募集したことがあるが、自動車の「三包（修理・交換・返品保証）」の問題は複雑であることから、繰返し修正が加えられ、10年近い歳月を経てようやく正式に公布された。
 【概要】本規定によると、自家用自動車製品は修理保証期間中に製品の品質問題が生じた場合、無償で修理できる。「三包」の有効期間中は、所定の返品条件、交換条件に適合した場合、返品または交換が可能である。そのうち、修理保証期間および「三包」の有効期間に関する規定は以下の通りである。

修理保証期間	3年以上または走行距離60,000km以上のうち、先に到来した方を基準とする。
「三包」の有効期間	2年以上または走行距離50,000km以上のうち、先に到来した方を基準とする。
期間の起算点	販売者が自動車購入発票を発行した日から起算する。

【备注】

1. 国家质量监督检验检疫总局还发布了《关于<家用汽车产品修理、更换、退货责任规定>有关事宜的公告》，明确家用汽车产品中的短头乘用车自 2014 年 10 月 01 日起按照该规定执行。
2. 该规定自 2013 年 10 月 01 日起才正式施行，实施准备期较长，预计后续可能还会出台相应的实施细则。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2013-01/15/content_2312609.htm

● **机动车强制报废标准规定**

【发布单位】商务部、国家发展和改革委员会、公安部、环境保护部

【发布文号】商务部、国家发展和改革委员会、公安部、环境保护部令 2012 年第 12 号

【发布日期】2012-12-27

【实施日期】2013-05-01

【内容提要】根据该规定：

<p>已注册机动车有下列情形之一的，应当强制报废（机动车交售回收拆解企业；机动车登记证书、号牌、行驶证注销）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 达到该规定第五条规定使用年限的； ▪ 经修理和调整仍不符合机动车安全技术国家标准对在用车有关要求的； ▪ 经修理和调整或者采用控制技术后，向大气排放污染物或者噪声仍不符合国家标准对在用车有关要求的； ▪ 在检验有效期届满后连续 3 个机动车检验周期内未取得机动车检验合格标志的。
<p>各类机动车的使用年限（该规定第五条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 小、微型非营运载客汽车、大型非营运轿车、轮式专用机械车无使用年限限制； ▪ 大、中型非营运载客汽车（大型轿车除外）使用 20 年； ▪ 全挂车、危险品运输半挂车使用 10 年，集装箱半挂车 20 年，其他半挂车使用 15 年。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/d/201301/20130100003957.shtml>

【備考】

1. 国家品质监督检查检疫总局は、『『**自家用自動車製品の修理、交換、返品責任規定**』に関する公告』も発布し、自家用自動車製品のうちのフォワードコントロール乗用自動車については、2014 年 10 月 1 日から本規定に基づき実施する。
2. 本規定は 2013 年 10 月 1 日から正式に施行されるが、実施準備期間がやや長く、今後関係する実施細則も続けて公布されると思われる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2013-01/15/content_2312609.htm

● **エンジン付車両強制廃棄処分基準規定**

【発布機関】商務部、国家発展改革委員会、公安部、環境保護部

【発布番号】商務部、国家発展改革委員会、公安部、環境保護部令 2012 年第 12 号

【発布日】2012-12-27

【施行日】2013-05-01

【概要】本規定によると以下の通りである。

<p>登録済みのエンジン付車両が次の状況のいずれかに該当する場合、強制廃棄処分（エンジン付車両を回収解体企業に売却し、エンジン付車両登記証書、ナンバープレート、走行証を抹消）しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 本規定第五条に定める耐用年数に達した場合。 ▪ 修理および調整を行っても、依然としてエンジン付車両安全技術国家基準における使用中車両に対する要求を満たさない場合。 ▪ 修理および調整を行い、または制御技術を採用した後、大気排出汚染物または騒音が国家基準における使用中車両に対する要求を満たさない場合。 ▪ 検査有効期間満了後に連続して 3 検査周期期間中にエンジン付車両検査合格証を取得できなかった場合。
<p>各種エンジン付車両の耐用年数（本規定の第五条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 小型・マイクロ型非営業運行用乗客輸送自動車、大型非営業運行用セダン、タイヤ式特別作業車両には耐用年数の制限はない。 ▪ 大型・中型非営業運行用乗客輸送自動車（大型セダンを除く）の耐用年数は 20 年とする。 ▪ フルトレーラー、危険品輸送用ハーフトレーラーの耐用年数は 10 年とし、コンテナハーフトレーラーの耐用年数は 20 年とし、その他のハーフトレーラーの耐用年数は 15 年とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/d/201301/20130100003957.shtml>

● 关于加快国际货运代理物流业健康发展的指导意见

【发布单位】 商务部

【发布日期】 2013-01-16

【内容提要】 该指导意见明确，商务主管部门是国际货代物流业的主管部门。根据该指导意见，在“十二五”期间：

- 对传统的中小货代企业，引导其从过多依靠代理人向独立运输服务商转变，细分市场和产品，走专业化经营之路。
- 对大中型货代企业，鼓励其加大资产设施投入，拓宽经营范围，完善优化网络布局，拓展国内外业务，强化人才培养，通过内部资源整合和外部并购重组，做大做强，做强主业，加快向现代物流企业转型。
- 鼓励企业参与服务外包、工程物流、保税物流、国际采购等国际物流服务及多式联运、物流金融等高端服务，提高行业利润率和市场竞争力。

【法令全文】 请点击以下网址查看：

<http://fms.mofcom.gov.cn/article/a/ad/201301/20130100004947.shtml>

● 江苏省劳动合同条例（修订）（江苏）

【发布单位】 江苏省人民代表大会常务委员会

【发布文号】 江苏省人民代表大会常务委员会公告第 124 号

【发布日期】 2013-01-15

【实施日期】 2013-05-01

【内容提要】 该条例主要根据《劳动合同法》及相关规定进行修订，同时，也对江苏省近几年劳动争议处理实践所得的一些经验进行了反映，一些新的或明确的规定主要有：

1	用人单位安排劳动者参加上岗培训、学习的，劳动关系自参加之日起建立。
2	使用离休（离岗休养）、协保（协商保留劳动关系）、停薪留职等人员，可以在劳动合同中对订立无固定期限劳动合同、经济补偿金作出不同于《劳动合同法》的约定。
3	劳动者在试用期内请病假进入医疗期的，试用期中止。
4	当劳动者有条件签订无固定期限劳动合同

● 国際貨運代理物流業の健全な発展を加速させることについての指導意見

【発布機関】 商務部

【発布日】 2013-01-16

【概要】 本指導意見では、商務主管部門が国際貨運代理物流業の主管部門であると明確にしている。本指導意見によると、「第十二次五ヶ年計画」期間中において、以下の通りである。

- 伝統的な中小貨運代理企業に対しては、大いに代理人に頼る方式から独立した輸送サービス業者へと変更し、市場および製品を細分化し、専門化した経営の道を進むよう誘導する。
- 大型・中型貨運代理企業に対しては、その資産設備の投入を強化し、経営範囲を拡大し、ネットワーク配置を整備最適化し、国内外業務を拡張し、人材育成を強化し、内部資源の統合と外部の買収合併を通じて再編し、規模を大きくし、主要業務を強化させ、現代物流企業へのモデルチェンジを加速する。
- 企業がサービスアウトソーシング、工事物流、保税物流、国際調達などの国際物流サービスおよび複合一貫輸送、物流ファイナンスなどのハイエンドサービスに参加し、産業利益率および市場競争力を引き上げることを奨励する。

【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。

<http://fms.mofcom.gov.cn/article/a/ad/201301/20130100004947.shtml>

● 江蘇省労働契約条例（改正）（江蘇）

【発布機関】 江蘇省人民代表大会常务委员会

【発布番号】 江蘇省人民代表大会常务委员会公告第 124 号

【発布日】 2013-01-15

【施行日】 2013-05-01

【概要】 本条例は主に「労働契約法」およびかかる規定に基づき、改正を行っており、同時に江蘇省におけるここ数年の労働紛争の処理で培った経験についても一部反映している。いくつかの新規定または明確になった規定は主に以下の通りである。

1	使用者が労働者に職場における研修、勉強に参加させた場合、労働関係は参加日より確立される。
2	職場立ち去り休養（職場から離れ休養すること）、協議保留（協議の上労働関係を保留すること）、休職などを使用する人員は労働契約において、無期限の労働契約締結、経済補償金について「労働契約」とは異なる約定をすることができる。
3	労働者が試用期間内に病気休暇を取り、医療期間に入った場合、試用期間を中止する。
4	労働者に無期限の労働契約を締結するだけの条

	时，用人单位应提前 30 天书面告知。
5	用人单位安排劳动者从事特殊工时制的，应当事先在劳动合同中约定或征得其书面同意。对于被派遣劳动者，要事先在劳动合同、劳务派遣协议中约定或征得被派遣劳动者、劳务派遣单位书面同意。
6	对“非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位”作了较明确的解释。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 原则上，劳动者在原用人单位的工作年限合并计算为新用人单位的工作年限； ▪ 原用人单位已经向劳动者依法支付经济补偿的，新用人单位在依法解除、终止劳动合同计算支付经济补偿的工作年限时，不再计算劳动者在原用人单位的工作年限。
7	对负有保密义务的劳动者，用人单位可以与其在劳动合同或者保密协议中，就劳动者要求解除劳动合同的提前通知期作出约定。提前通知期不得超过六个月。
8	对“名为劳务外包，实为劳务派遣”进行了解释，认定承包单位的劳动者在发包单位的场地、使用其设施设备、遵守其安排提供劳动等，属于实质上的劳务派遣。
9	明确无固定期限劳动合同不强制性适用于劳务派遣，但可以约定适用。
10	禁止通过中介机构、劳务派遣单位使用实习生，明确使用实习生的期限不超过 12 个月，应当为其办理意外伤害保险、实习报酬不低于当地最低工资标准。
11	劳动者在解除或终止劳动合同时，未归还用人单位财物、资料，或者未根据用人单位规章制度、双方约定办理工作交接，应当承担赔偿责任。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://news.enorth.com.cn/system/2013/01/18/010538891.shtml>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

	件が整っている場合、使用者は 30 日前もって書面で告知する必要がある。
5	使用者が労働者に特別就業時間制を設ける場合、事前に労働契約にて約定するまたは労働者から書面で承諾を得る必要がある。派遣労働者については、事前に労働契約、劳务派遣協議書にて約定するまたは派遣労働者、劳务派遣機関から書面で承諾を得ておく必要がある。
6	「本人以外の原因で、前雇用先から新雇用先に手配された」場合について、比較的明確な解釈を行なっている。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 原则上，労働者の前雇用先での勤務年数を新雇用先での勤務年数と合算する。 ▪ 前雇用先がすでに労働者に法に照らし経済補償を支払っている場合に、新雇用先が法に照らし労働契約を解除、終了し経済補償を支払う勤務年数を計算する場合、爾後、労働者の前雇用先での勤務年数を計算しない。
7	守秘義務を負う労働者について、使用者は当該労働者との労働契約または秘密保持協議書において、労働者が労働契約の解除を要求する際の事前通知期間について約定することができる。事前通知期間は 6 ヶ月を超えてはならない。
8	「名目上は劳务アウトソーシングであり、実質的には劳务派遣である」場合について解釈を行っている。請負業者の労働者が発注企業の場所で、発注企業の施設設備を使用し、発注者からの手配を遵守して役務などを提供することは、実質上の劳务派遣に該当すると認定している。
9	無期限労働契約の劳务派遣への適用を強制しないが、適用する旨の約定は可能であることを明確にした。
10	仲介機関、劳务派遣機関を通じて実習生を使用することを禁止すること、実習生の使用期間は 12 ヶ月以内とすること、実習生に意外傷害保険を付保する必要があること、実習生の報酬は現地の最低賃金基準を下回ってはならないことを明確にした。
11	労働者が労働契約を解除または終了した時に、使用者の財物、資料を返還していない、または使用者の規則制度、双方の約定に基づき、業務引き継ぎを行わなかった場合、賠償責任を負う必要がある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://news.enorth.com.cn/system/2013/01/18/010538891.shtml>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 中国将修改知识产权立法,对侵犯知识产权行为加大处罚

日前召开的国务院常务会议决定对《著作权法实施条例》、《信息网络传播权保护条例》《计算机软件保护条例》、《植物新品种保护条例》等四部行政法规关于罚款数额的规定作出修改,以加大对侵犯知识产权和制售假冒伪劣商品行为的打击力度。

(摘自中国政府网;2013年01月16日发布)

- 茅台、五粮液“限价令”(违反《反垄断法》)被国家发改委叫停

2012年12月茅台集团、五粮液集团的“限价令”(限制经销商最低销售价格)等营销政策被媒体曝光,继而遭到国家发展和改革委员会调查。茅台集团、五粮液集团分别于2013年01月15日、2013年01月17日先后在其官方网站上发布声明,表示取消以前违反垄断法有关的营销政策,并立即进行彻底整改。

“限价令”等营销政策违法的依据是《[反垄断法](#)》第十四条(自2008年08月01日起实施)。

(里兆律师事务所2013年01月18日整理编写)

- 新《上海市工伤保险实施办法》的几个特别修改点

新《[上海市工伤保险实施办法](#)》(以下简称“办法”)修订完成,并自2013年01月01日起正式实施。修订的基本动因是将新《[工伤保险条例](#)》(以下简称“条例”)及上海市后续配套政策的相关内容反映在新“办法”里,例如扩大了适用范围、调整了工伤认定的情形、提高了工伤待遇、增加了工伤保险基金并减轻了用人单位的工伤支付责任、明确了第三人侵权责任与工伤责任的竞合处理,等等,其中也对几个上海较为特别的制度进行了修订,使得相关实务操作模式发生了较大转变,需要特别注意的是:

- 非全日制用工也需缴纳工伤保险

虽然《[关于非全日制用工若干问题的意见](#)》早已要求“用人单位应当按照国家有关规定为建立劳动关系的非全日制劳动者缴纳工伤保险费”,但原“办法”第50条所建立的模式却截然不同,在上海,“用人单位应当将应缴纳的工伤保险费在劳动报酬中支付给个人,由其本人按照本办法规定的工伤保险缴费基数和费率自行缴费”,所以,用人单位

- 中国は知的財産権立法を修正し、知的財産権侵害行為の処罰に力を入れる

先頃開催した国务院常务会议は、「著作権法实施条例」、「情報ネットワーク伝達権保護条例」、「コンピューターソフトウェア保護条例」、「植物新品种保護条例」などの四つの行政法規の罰金金額に関する規定を修正し、知的財産権侵害および偽造粗悪商品の製造販売行為の取締りを強化することを決定した。

(2013年1月16日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

- 茅台、五粮液的「価格制限令」が「独占禁止法」違反により)国家发展和改革委员会から停止を求められる

2012年12月茅台グループ、五粮液グループの「価格制限令」(代理店の最低販売価格を制限)などの営業販売政策がメディアにより明るみにされ、これについて国家发展和改革委员会の調査を受けることになった。茅台グループ、五粮液グループはそれぞれ2013年1月15日、2013年1月17日にオフィシャルサイト上で声明を公表し、独占禁止法に違反した従来の営業販売政策を廃止し、直ちに是正を徹底すると表明した。

「価格制限令」などの営業販売政策の違法性の根拠は「[独占禁止法](#)」第十四条(2008年8月1日から施行)である。

(里兆法律事務所が2013年1月18日付で作成)

- 新「上海市労災保険実施弁法」において留意すべき修正点

新「[上海市労災保険実施弁法](#)」(以下、「弁法」という)の改定が完了し、2013年1月1日より正式に施行された。今回の改定は基本的に新「[労災保険条例](#)」(以下、「条例」という)およびそれに続く上海市の付帯政策の関連内容を新「弁法」に反映するためであった。例えば、適用範囲の拡大、労災と認定される状況の調整、労災待遇の引き上げ、労災保険基金の追加による使用者の労災に伴う支払い責任の軽減、第三者の権利侵害責任と労災責任との競合処理の明確化などであり、その中ではいくつか上海特有の制度についても改定が行われ、関連する実務処理において大きな変更が生じた。特に留意すべき点は以下の通りである。

- 非全日制従業員についても労災保険料を納付しなければならない

「[非全日制従業員の若干問題に関する意見](#)」では早い段階で「使用者は国の関連規定に基づき労働関係を確立した非全日制労働者のために労災保険料を納付しなければならない」との要求があったが、旧「弁法」第50条で確立されたモデルは全く異なり、上海では、「使用者は納付すべき労災保険料を労働報酬と併せて個人へ支払い、当該個人が自ら本弁法で定める労災保

以往并没有为非全日制工缴纳工伤保险的习惯，但根据新“办法”第 51 条，用人单位则需要改变操作模式，转而为非全日制缴纳工伤保险。

■ 不再对退休返聘人员作工伤认定

原“办法”第 62 条规定，“用人单位聘用的退休人员发生工伤的，由用人单位参照本办法规定支付其工伤保险待遇”，实务中，以往上海对于退休返聘人员也作工伤认定，新“办法”删除了该规定，实际上，根据《[关于新<工伤保险条例>实施后本市工伤保险有关问题处理意见的通知](#)》（“沪人社福发（2011）20 号”），自 2011 年 01 月 01 日起，上海就已不再作退休返聘人员的工伤认定。但是，不作认定并不意味着退休返聘人员“工伤”无所保护，当其发生“工伤”时，用人单位仍要承担雇主责任，进行人身损害赔偿，经协商，按工伤待遇赔偿也是合适的赔偿方案。

■ 调整工伤待遇的最低标准

设置工伤待遇的最低标准是上海的特别规定，原“办法”第 42 条规定，工伤待遇计算基数的“本人工资”不得低于上年度全市职工月平均工资，新“办法”第 55 条将其调整为不得低于 3896 元。

（里兆律师事务所 2013 年 01 月 18 日整理编写）

險料納付基数および料率に従って納付する」とされていた。よって、使用者はこれまで非全日制従業員のために労災保険料を納付する習慣がなかった。ところが、新「弁法」第 51 条によれば、使用者は処理方法を変更して、非全日制従業員のために労災保険を納付しなければならなくなった。

■ 定年再雇用人員に関する労災認定を行わない

旧「弁法」第 62 条では、「使用者が再雇用した定年従業員に労災が発生した場合、使用者は本弁法の規定に照らして当該従業員に対し労災保険待遇を与えなければならない」と定められている。実務上、過去に上海では定年再雇用人員についても労災認定を行っていたが、新「弁法」では当該規定が削除された。なお、実際には、[「新『労災保険条例』実施後の上海市労災保険関連問題の処理意見に関する通知」](#)（「滬人社福発（2011）20 号」）に基づき、2011 年 1 月 1 日より、上海では定年再雇用人員に関する労災認定を行っていない。ただし、認定を行わないことが定年再雇用人員の「労災」が保護されないことを意味するわけではなく、当該従業員に「労災」が発生した際には、使用者は依然として雇用者責任を負い、人身損害を賠償しなければならず、協議の上で労災待遇に基づいた賠償を行うことも適切な賠償方案と言える。

■ 労災待遇の最低基準を調整した

労災待遇に関する最低基準の設定は上海の特別規定であり、旧「弁法」第 42 条では、労災待遇の計算基数である「本人賃金」は、前年度上海市従業員月平均賃金を下回ってはならないと定められていたが、新「弁法」第 55 条では 3896 元を下回ってはならないと調整された。

（里兆法律事務所が 2013 年 1 月 18 日付で作成）